

特別養護老人ホームやまと苑
「指定短期入所生活介護・指定介護予防
短期入所生活介護」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定

を受けています。

〔北海道指定 高福 第1376号
事業所番号 0173800202〕

当事業所はご契約者に対して指定短期入所
生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サ
ービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、
契約上ご注意くださいことを次のとおり
説明します。

当サービスの利用は、原則として要支援・要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要支援・要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 苦情の受付について	8
6. 事故発生時の対応	8
7. 提供するサービスの第三者評価	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 えりも福祉会
- (2) 法人所在地 北海道幌泉郡えりも町字大和106番地の3
- (3) 電話番号 01466-2-2777（代表）
- (4) 代表者氏名 理事長 藤 井 祐 二
- (5) 設立年月日 平成5年12月15日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所
 （平成11年12月15日北海道指定 高福 第1376号）
 指定介護予防短期入所生活事業所
 （平成19年3月20日北海道指定 日社会 第2952号）
 事業所番号 0 1 7 3 8 0 0 2 0 2
 ※当事業所は特別養護老人ホームやまと苑に併設されています。

- (2) 事業所の目的
 やまと苑短期入所生活事業所は、介護保険法で規定された指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業について、介護保険の理念に基づき心身の状況もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由又は家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るため、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障がある高齢者に対し介護サービスを提供することを目的とします。

- (3) 事業所の名称 やまと苑短期入所生活介護事業所
- (4) 事業所の所在地 北海道幌泉郡えりも町字大和106番地の3
- (5) 電話番号 01466-2-2777（FAX01466-2-3777）
 業務課直通⇒01466-4-7000
- (6) 事業所長氏名 津 國 誠 一
- (7) 当事業所の運営方針

- ① 当事業所は、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画に基づき利用者の要介護状態及び要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう利用者の心身の状況を踏まえて、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供します。
- ② 当事業所は、利用者の人格を尊重、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

- ③ 当事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、えりも町及び関係機関との連携に努めます。

(8) 開設年月日 平成6年4月1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休	
受付時間	毎週月～金	8:30～17:30

(10) 利用定員 10名

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しております。ご希望の居室の種類がある場合はその旨お申し出下さい。但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	16室	
2人部屋	7室	
4人部屋	5室	
計	28室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	
浴室	3室	一般浴・特殊浴・大浴室
医務室	1室	

※1 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

2 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（特養施設長と兼務）	1名	1名
2. 介護職員（特養介護職員と兼務）	15名以上	15名
3. 生活相談員（特養相談員と兼務）	1名	1名
4. 看護職員（特養看護職員と兼務）	2名以上	2名
5. 機能訓練指導員（看護職員と兼務）	1名	1名
6. 介護支援専門員（特養専門員と兼務）	1名	1名
7. 医師	非常勤1名	必要数
8. 栄養士（特養栄養士と兼務）	1名	1名

〈主な職種の勤務体制〉

☆ 土・日・祭日は異なります。

職種	勤務体制
1. 医師	月1回（火曜日） 13：30～15：30
2. 介護職員	標準的な時間帯における配置人員 早朝 6：00～8：30 3～6名 日中 8：30～18：30 4～8名 夜間 18：30～6：00 1～3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における配置人員 早朝 7：00～9：00 1名 日中 9：00～16：00 1～3名 16：00～18：00 1名
4. 機能訓練指導員	看護職員と兼務

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | | |
|---------------------------|--------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 | があります。 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 | |

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては利用料金の大部分（ご契約者の自己負担額を除く部分）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事・栄養管理

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食 → 7：30～8：30 昼食 → 12：00～13：00
夕食 → 17：00～18：00

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金（１日あたり）〉（契約書第７条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要支援・要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費、滞在費に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金はご契約者の要支援・要介護度に応じて異なります。）

【多床室（相部屋）をご利用する場合】

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援度1	要支援度2	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	4,510円	5,610円	6,030円	6,720円	7,450円	8,150円	8,840円
2. 内、介護保険から給付される金額	4,059円	5,049円	5,427円	6,048円	6,705円	7,335円	7,956円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	451円	561円	603円	672円	745円	815円	884円
4. 食費に係る自己負担額	第1段階	300円					
	第2段階	600円					
	第3段階①	1,000円					
	第3段階②	1,300円					
	第4段階～	1,770円					
5. 居住費に係る自己負担額	第1段階	0円					
	第2段階						
	第3段階①②	430円					
	第4段階～	915円					
6. 自己負担額合計（3+4+5）	第1段階	751円	861円	903円	972円	1,045円	1,115円
	第2段階	1,481円	1,591円	1,633円	1,702円	1,775円	1,845円
	第3段階①	1,881円	1,991円	2,033円	2,102円	2,175円	2,245円
	第3段階②	2,181円	2,291円	2,333円	2,402円	2,475円	2,545円
	第4段階～	3,136円	3,246円	3,288円	3,357円	3,430円	3,500円

【従来型個室（１人部屋）をご利用する場合】

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援度1	要支援度2	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	4,510円	5,610円	6,030円	6,720円	7,450円	8,150円	8,840円
2. 内、介護保険から給付される金額	4,059円	5,049円	5,427円	6,048円	6,705円	7,335円	7,956円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	451円	561円	603円	672円	745円	815円	884円
4. 食費に係る自己負担額	第1段階	300円					
	第2段階	600円					
	第3段階①	1,000円					
	第3段階②	1,300円					
	第4段階～	1,770円					
5. 居住費に係る自己負担額	第1段階	380円					
	第2段階	480円					
	第3段階①②	880円					
	第4段階～	1,231円					
6. 自己負担額合計（3+4+5）	第1段階	1,131円	1,241円	1,283円	1,352円	1,425円	1,564円
	第2段階	1,531円	1,641円	1,683円	1,752円	1,825円	1,964円
	第3段階①	2,331円	2,441円	2,483円	2,552円	2,625円	2,764円
	第3段階②	2,631円	2,741円	2,783円	2,852円	2,925円	3,064円
	第4段階～	3,452円	3,562円	3,604円	3,673円	3,746円	3,885円

※その他の介護給付サービス加算(一律)

- a. サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 1日あたり 6円
- b. 夜勤職員配置加算(Ⅰ)(予防除く) 1日あたり 13円
- c. 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数に13.6%を乗じて算定

※算定要件に該当した場合の加算・減算

- d. 送迎加算(自宅～苑) 1回あたり184円
- e. 認知症行動・心理症状緊急対応加算
(最大7日間加算) 1日あたり 200円
- f. 療養食加算 1食あたり 8円
- g. 緊急短期入所受入加算(予防除く) 1日あたり 90円
- h. 長期利用減算(連続して30日を超える場合) 1日あたり▲30円

①

利用者 負担段階	主な対象者		預貯金額(夫婦の場合)
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者、生活保護受給者		1,000(2,000)万円以下
第2段階	世帯全員 が市町村 民税非課 税	年金収入金額+合計所得金額が80万円以下	650(1,650)万円以下
第3段階①		年金収入金額+合計所得金額が80万円超～120万円以下	550(1,550)万円以下
第3段階②		年金収入金額+合計所得金額が120万円超	500(1,500)万円以下
第4段階～	上記以外		

② ご契約者がまだ要支援・要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画・介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

③ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

④ 入所・退所の日においては、食費は実際に摂った食ごとの料金とします。

・所得段階第1段階～3段階

(朝食:400円、昼食:545円、夕食:500円)⇒1日あたり1,445円
ただし、その額が所得段階の負担限度額を下回った場合は、その額とします。

・所得段階4段階～

(朝食:500円、昼食:650円、夕食:620円)⇒1日あたり1,770円
なお、終日利用する場合には、特別な場合を除いて実際に摂った食数にかかわらず1日あたりの額とします。(全ての食事を摂らない場合を除く。)

⑤ ご契約者本人や同一世帯者の合計所得金額等によっては、負担割合が1割を超える場合があります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第7条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① おやつ代

ご契約者に提供するおやつ代金をご負担いただきます。

利用料金 → 1日当たり 40円

② レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金 → 食材料代等の実費をいただきます。

③ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 20円

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。品目については選択することができます。

・シャンプー、リンス → 2円 ・ボディシャンプー → 2円 ・ゴミ袋 → 2円
・ティッシュペーパー → 5円 ・フェイスタオル → 2円 ・オシボリ → 2円
・バスタオル → 3円 合計 1日18円

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑤ 電気製品個別使用料（付属文書の5. サービスの利用に関する留意事項をご参照下さい。）

ご契約者個人所有の電気製品をご使用になる場合、原則3点までとし、電気料金をご負担いただきます。 1日当たり30円（冷蔵庫使用の場合、さらに30円追加となります。）

※日常生活資金処理のため、事業所の用意する立替金をご利用いただけます。事業所が立替えた費用については、翌月の事業所の指定する日に利用料と一緒に一括してご請求します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 口座振替（自動引落とし）

② 口座への振込の場合、手数料はご契約者の負担となります。

（振込口座⇒）日高信用金庫えりも支店 普通預金 No.0155368

社会福祉法人 えりも福祉会 理事長 藤井 祐二

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

① 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。

② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用サービスの中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	一日あたりの食費

③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

④ ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

① 苦情受付窓口(担当者) 業務課長(主任生活相談員) 01466-4-7000

② 受付時間 毎週 月曜日～金曜日 8:30～17:30

又、苦情受付ボックスを設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

えりも町役場保健福祉課	所在地 幌泉郡えりも町字本町206番地 T E L 01466-2-4622 F A X 01466-2-2229
北海道社会福祉協議会	所在地 札幌市中央区北2条西7丁目1 T E L 011-241-3976 F A X 011-251-3971
北海道国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 T E L 011-231-5161 F A X 011-231-7178

6. 事故発生時の対応

サービスの提供に当たり事故が発生した際には、迅速かつ適切に対応するとともに、当該事故が事業所側の責任による場合は、契約に基づき損害賠償請求に応じます。

7. 提供するサービスの第三者評価

第三者評価実施の有無：（無）

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

やまと苑短期入所生活介護事業所

説明者職氏名

介護支援専門員

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所

氏 名

印

契約代理人
(身元引受人)

住 所

氏 名

印

保証人(必要時)

住 所

氏 名

印

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

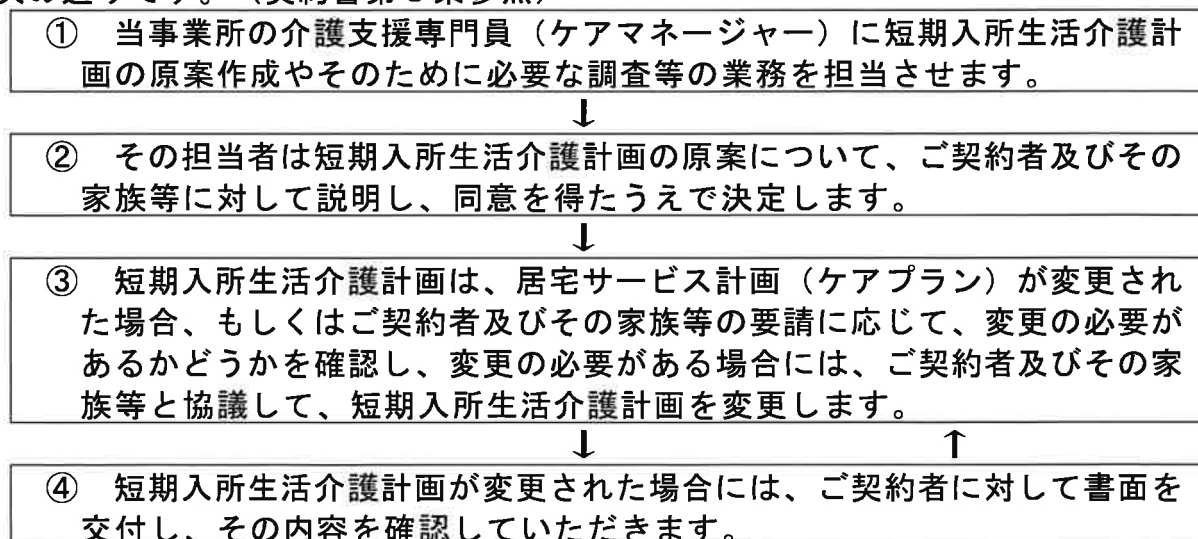
- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建
- (2) 建物の延べ床面積 2,459.74m²
- (3) 事業所の周辺環境
当事業所はえりも町市街から約2.5kmの場所に位置し、日当たりも良く、閑静で自然豊かな環境の中にあります。

2. 配置職員の職種

- 介護職員 →ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
- 生活相談員 →主にご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。が、状況に応じて、日常生活上の介護、介助等も行います。
- 看護職員 →主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
- 機能訓練指導員→ご契約者の機能訓練を担当します。（看護職員兼務）

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

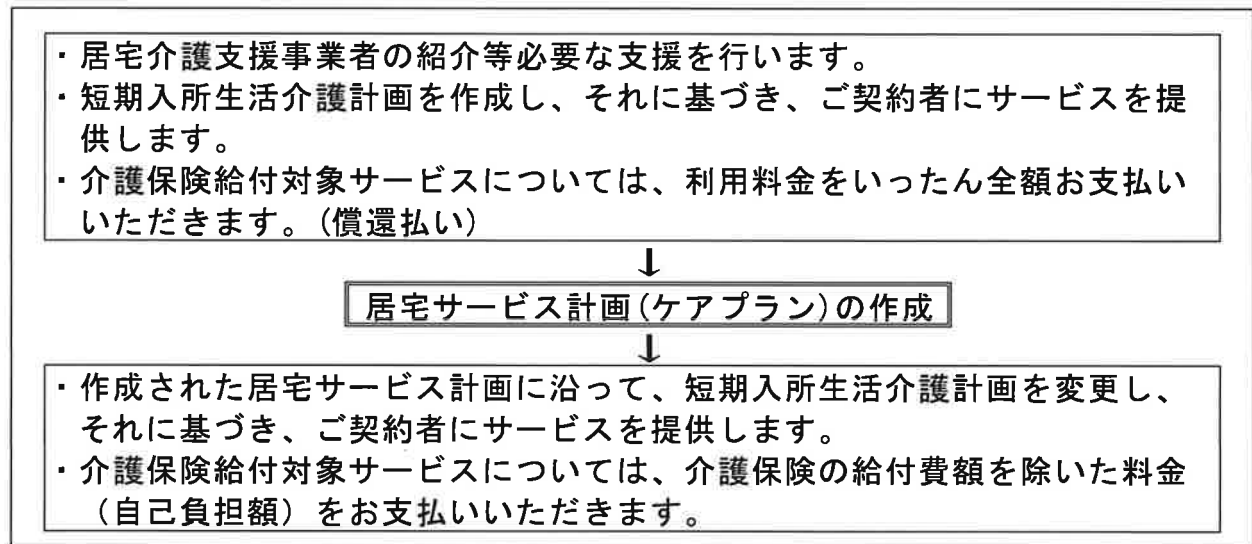
- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



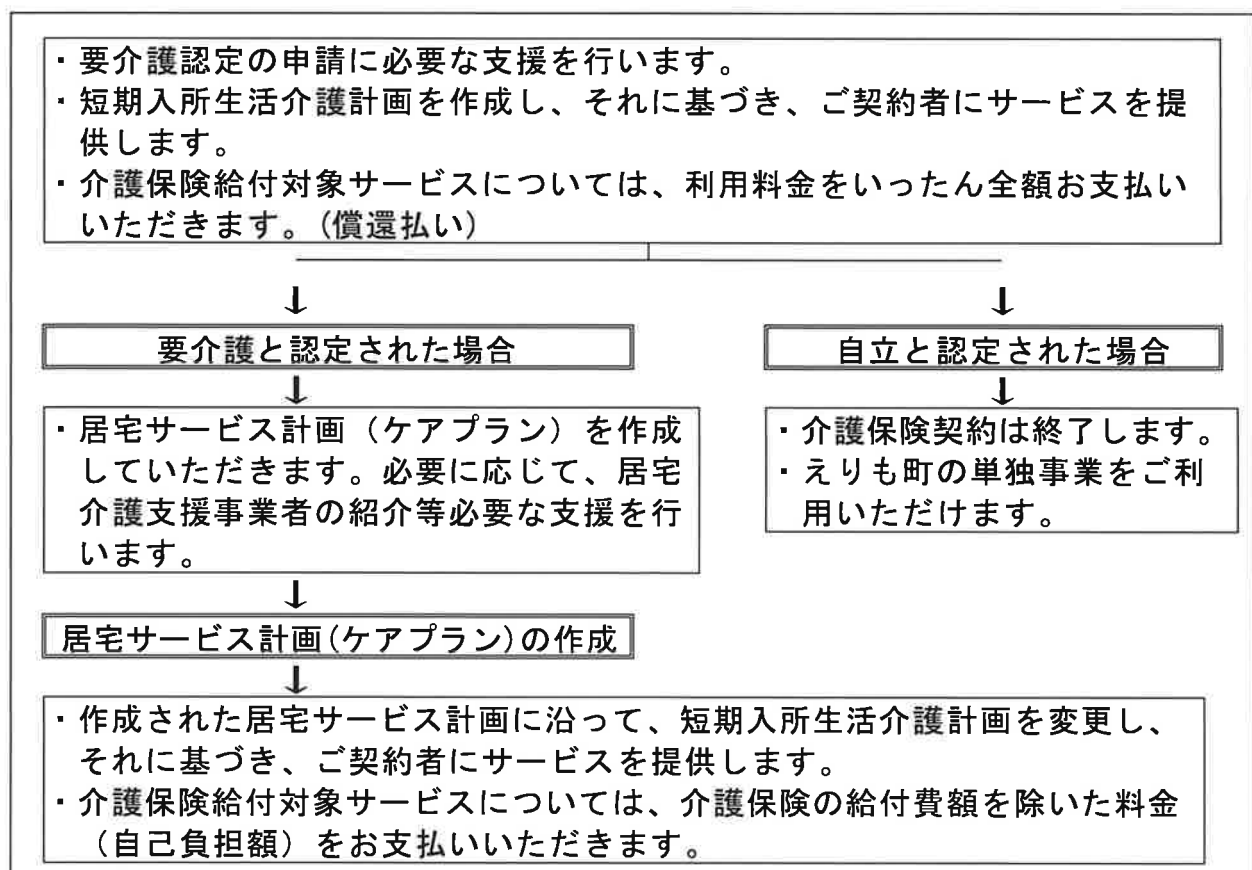
※介護予防短期入所生活介護サービスを利用の場合、上記居宅サービス計画を介護予防サービス計画に、短期入所生活介護計画を介護予防短期入所生活介護計画に読みかえるものとします。

(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



※介護予防短期入所生活介護サービスを利用の場合、上記居宅サービス計画を介護予防サービス計画に、要介護を要支援に、居宅介護支援事業者を介護予防支援事業者に、短期入所生活介護計画を介護予防短期入所生活介護計画に読みかえるものとします。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を抑制する場合があります。
- ⑤ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。
サービス担当者会議など、契約者に係る他の事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができますものとしします。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

- ① ご契約者の衣服・下着・寝巻（パジャマ）及び日用品
- ② ご契約者の教養娯楽品・電気製品（当事業所で許可した物；事前の申出要）
 - ・ 持ち込み可→小型テレビ、ラジカセ、携帯電話、小型冷蔵庫、電気シェーバー等
※電気シェーバーのみの持ち込みの場合は、電気料金はかかりません。
※小型冷蔵庫の持ち込みは、利用者個人での自己管理が可能な方のみの限定となります。（電源のオン、オフに関わらず、電気製品個別使用料が発生します。）
※テレビを持ち込む場合、搬入、設置、チャンネル設定、撤去、搬出はご家族等が責任を持って行って下さい。居室の床頭台が小さいため、19インチ以下のテレビをご用意下さい。（イヤホンもご用意下さい。）
 - ・ 持ち込み不可→電気ストーブ、電気毛布、ドライヤー、電気ポット、電子レンジ等（安全性確保の観点からご了承下さい。）
- ③ 衣料品等整理箱（当事業所で許可した物）
- ④ その他施設と協議した物品

(2) 面会

- ① 面会時間 8:30 ~ 19:00
(就寝している利用者もおりますのでお静かにお願いします。)
- ② 来訪者は、必ずその都度面会簿にご記入下さい。
- ③ 飲食物のご提供は、必ずその都度職員に届け出て下さい。

(3) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

- ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、この場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ④ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 喫煙

事業所内での喫煙はできません。

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。原則、医療機関等への送迎はご家族で対応願います。）

- ① 協力医療機関 えりも町国民健康保険診療所、浦河日赤病院
- ② 協力歯科医療機関 にしかわ歯科医院

(6) 入退所における送迎

ご契約者の希望により、自宅から当事業所への入所時、あるいは当事業所から自宅への退所時は当事業所の送迎サービスをご利用できます（介護給付サービス）。

ただし、自宅以外の医療機関等への送迎はできかねますので、ご了承下さい。

6. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は重大な過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援・要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要支援・要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と認定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが特別な事由なく3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合（3か月に満たない場合でも慢性的な滞納状態が継続する場合も含む。）
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合、あるいは生じさせることが予見される場合（伝染性の疾患、著しい迷惑行為等も含む。）

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第16条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

